

平成 25 年度 兵庫県環境審議会大気環境部会（第 1 回）会議録

日 時 平成 25 年 4 月 22 日（月）15：00～16：30

場 所 兵庫県職員会館 多目的ホール

議 題 今後の地球温暖化対策の方針について

出席者	会 長	鈴木 胖	副 会 長	村岡 浩爾
	部会長代理	西村 多嘉子	委 員	石井 健一郎
	委 員	大久保 規子	特 別 委 員	小谷 通泰
	委 員	川井田 清信	委 員	小林 悦夫
	委 員	中根 義信	委 員	西田 芳矢
	委 員	幡井 政子	委 員	安平 一志
	特 別 委 員	山根 浩二	特 別 委 員	山村 充
	委 員	渡辺 真理		

欠席者	委 員	岡田 真美子	特 別 委 員	北村 泰寿
	特 別 委 員	新澤 秀則	特 別 委 員	福永 征秀
	特 別 委 員	森山 正和		

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環境管理局長	森川 格	温暖化対策課長	遠藤 英二
温暖化対策課副課長兼推進係長	菅 範昭	温暖化対策課計画係長	志摩 武士
その他関係職員			

会議の概要

開 会（15：00）

冒頭、森川環境管理局長から挨拶がなされた。

菅温暖化対策課副課長兼推進係長から委員 13 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

審議事項

議題 今後の地球温暖化対策の方針について

審議の参考とするため、事務局（温暖化対策課計画係長）の説明を聴取した。（資料 1～6、参考資料 1）

なお、事前に新澤委員より、方針 3～5 についての課題が記載されていないため追加すべきとの指摘があったことについて、事務局より説明があった。

(主な発言)

(小谷委員)

22 ページの運輸部門での対策の部分で、モーダルシフトの促進が挙げられている。もちろんこれは大事だが、これに輸送の効率化という項目を加え、輸送の効率化・モーダルシフトの促進という形にした方がより幅が広がるのではないかと。輸送の効率化として、物を共同で運ぶことや、積載効率の低い自家用トラックから事業用トラックへ転換することが代表的に挙げられるが、国の対策の中にもこの輸送の効率化は含まれているように思う。

それから、25 ページの低炭素型まちづくりの推進の部分についてだが、新澤委員の指摘のように、コンパクトなまちづくりには、歩いて暮らせるまちづくり、日常生活に必要な移動をなるべく車を使わずに行えるようにしようという意味合いがある。こうした項目についても記載すべきだと思う。

(温暖化対策課計画係長)

モーダルシフトの促進の部分に、輸送の効率化の項目も付け加えたいと思う。また、コンパクトなまちづくりの部分では、移動の切り換えについても言及したいと思う。

(山根委員)

20 ページの、家庭における創エネルギー設備導入への支援の部分には、家庭用燃料電池(エネファーム)のことしか書かれていないが、内燃機関を使った発電(コジェネレーション)であるエコウィルについても書いた方が良く思う。また、おそらく国の補助金がエネファームとエコウィルについてあると思うので、そういった補助の活用についても記載できないか。

(温暖化対策課長)

コジェネレーションのほか、特に給湯器等についてはエコジョーズと言った廃熱回収もあるので、それらの活用について言及したい。また、国の補助金の活用についても記載したい。コジェネレーションへの補助については、現在もあるかを確認した上で、記載するか検討する。

(小林委員)

方針2の業務部門の省エネの部分(18 ページ)に、地方自治体の率先導入のことが記載されていない。例えば、第3節の方針1の(3)「県の率先導入」の前書き(10 ページ)では、『県自らの事務事業で生じる環境負荷の低減を図るとともに』という表現があり、11 ページの2の(1)「県の率先導入」にも同じ表現がある。また、13 ページ(3)「県・市町の率先導入」にも同様の表現が書かれているが、18 ページの2「業務部門」の「ビル等の省エネ大作戦」の部分には、県の率先的な活動の情報発信という情報発信のことだけしか書かれていない。県市町等が率先的に行っていることを情報発信するということなら良いが、県市町等の地方自治体の率先行動について触れられていないので、記載した方がよいのではないかと。

もう1点、言葉のことだが、創エネという言葉が1箇所しか出てこない。省エネについてはそれなりに解説があちこちにあり、説明もあるが、創エネについては全く無く、6ペ

ージの3行目に『省エネと創エネが進んだ』という言葉で書かれているが、この創エネに対してそれ以外のところで全く記載されていない。例えば、再生可能エネルギーとして何々が創エネというような前書きを入れると創エネが何かが分かるが、解説になるような言葉がどこにもないのが気になった。

(温暖化対策課長)

県では、公館などで、積極的に照明をLEDに入れ替えるといった取組を行っているので、ご指摘の通り、地方自治体の率先導入を項目として追加したいと思う。創エネについては、主旨的なところを付け加えたいと思う。先ほど、具体の事業の紹介の中で山根委員が指摘された、家庭における創エネルギー設備の導入というところにも使っている。意味が分かるよう、表現を検討したいと思う。

(中根委員)

1 ページの創エネの部分について、『化石燃料から再生可能エネルギーへ転換を図る「創エネ」』という書き方がされている。これは、創エネとは今まで使われていないエネルギーを有効に使うことで、その結果として化石燃料の使用量が減っていく、という意味に読めるが、本当に化石燃料から再生エネルギーに転換を図ることが創エネなのか。この書き方は本当に正しいのか。書き方は非常に重要なポイントだと思うので、創エネの定義はよく皆様の意見を頂いてもらったらよいと思う。

9 ページの2020年度の温室効果ガス削減量の試算を、どのような主旨で入れたのか、書かれていないように思う。先ほどの説明では、1 ページに書いてあるように、国の温室効果ガスの削減目標を含むエネルギー基本計画が定まらない中で、県の目標を設定するのは難しいということの説明のためにこの資料を本文の中に入れた、ということになると思うが、この資料だけが出てくると色々な見方が出来てしまうと思う。この資料をここに入れた主旨をどこかに書いて頂ければと思う。

(温暖化対策課計画係長)

先ほど口頭では説明したが、本文の方には主旨を記載していないので、追記を検討する。創エネについては、確かに説明を書いている部分がない。再生可能エネルギーを使用する、その結果として化石燃料の使用量が減る、という意味合いを表現しようとして今の表現になっているので、適切な表現に改めたい。

(中根委員)

エネルギーを多く使うことが目的ではないが、どうしてもエネルギーの使用量が増えてしまうこともある。その辺りも勘案しながら、表現を考えて頂けたらと思う。

(大久保委員)

何力所かに出てくるが、例えば16ページの「特定物質排出抑制計画・報告制度の見直し」の所に、『条例等に基づく規制的手法』という表現があるが、この制度は、中身、つまり数値の義務づけをするわけではなく、計画の提出のみを事業者に義務づけて、それにより中身については自主的取組の推進を図るものである。そのため、もし規制という言葉を使うなら、枠組み規制的手法というように、枠組みという言葉が入ったほうが良い。また、むしろ、公表制度は良いことをしている人の「見える化」を図る面もあり、参画協働による連携の推進という文言も入っているので、条例等による自主的取組の推進という表現にし

た方が良いかもしれない。

2点目、既存の建築物のテナント系対策は大変重要だと思うが、これはどこに記載されているのか。個別の事業者が業務部門で対策をするというのは18ページに書かれているが、これはテナント系対策には見えない。テナント系対策がどこかに位置付けられているかを教えて頂きたい。

(温暖化対策課長)

1点目については、事業者が自主的に目標値を定め、それを達成するための具体的な対応策を提出してもらい、実際にどこまで出来たかを報告してもらっているので、ご指摘のとおり、基本的には自主的な制度である。

ただ、報告や条例に基づいて自主的な取組を提出してもらったものを、これまでは取りまとめて公表していたところを、個別事業者単位での公表にすることで、規制的な要素があるかなということでの今の表現になっているが、ご指摘の通り、主旨としては自主的な目標をいかに達成するかということなので、そういう表現に見直したいと思う。

2点目のテナント系対策については、いわゆるユーザーサイド、オフィスということで、18ページの下の部分に記載があるが、実際にオフィスを借りてビルに入っている事業者についてはOA化が進展していることもあり、昼休みの消灯や、省エネ水準の高い機器類を入れて色々取り組んでもらう関西エコオフィス宣言を進めている。そういったメニューに具体的に取り組んでもらうことに加え、それを数値目標を掲げて先導的に取り組んでいるところについては表彰をし、評価するという取組は行っている。

また、ビルのオーナーとテナントとの違いはあるが、業務部門(18ページ)の「県の率先的な活動」の部分で、省エネチューニングという言葉を使っており、ハードを変えずに設定や運用の方法により下げていくことを意識はしている。

(大久保委員)

1点目については、要するに見える化を図ることにより推進するということなので、説明の主旨で問題無いが、それはぎりぎり締め付けというよりは、一生懸命に頑張っている事業者の努力が見えるようにするという意味だと思う。

テナントの話を何故聞いたかということ、会社でビルを丸ごと持っているところは、エコオフィス化が経費の削減にもつながりWIN-WINになる可能性があるが、テナントの場合は中身がブラックボックスで見えにくい。そのため、各テナントに入っている事業者の努力があまり電気代金の負担分に反映されない。見えてくると得をする制度になるが、テナントを貸しているオーナーの方には、そのインセンティブが働かない。最近、テナント対策を独自に立てているところが多くなっているので、テナントを借りているところにもコストが見えるようにすると、とてもインセンティブが湧いてくる。そういう主旨で何か書き込めないのかと思う。

もう一点、横断的な話だが、全国的に見ると最近、自然エネルギーを基本的に地域の資産として位置付けていこうという自然エネルギー条例のようなものを作っているところが市町村レベルで出てきており、都道府県レベルで作っていこうという動きも盛んになってきている。兵庫県内でも、条例制定を目指して頑張っている洲本市のようなところもあるので、市町村に対するそういった情報の提供についての書き込みが少しあっても良いので

はないか。

(温暖化対策課計画係長)

記載する方向で考えたいと思う。

(西村部会長代理)

他に意見等はあるか。

(意見等なし)

(西村部会長代理)

それでは、今後の進め方について事務局の考えを説明願う。

(温暖化対策課長)

本日ご指摘頂いたことについて、文言の修正と項目の追加を検討する。その修正後の案を西村部会長代理にご確認頂いた上で、その部会長代理の確認をもって、パブリックコメントに進めさせて頂きたいと思う。実施案は、委員の皆様にお送りする。

(西村部会長代理)

事務局より今後の進め方についての考えを説明頂いたが、異議はないか。

(異議なし)

(西村部会長代理)

異議なしということで、パブリックコメントの実施については部会長代理に一任ということで進めさせて頂く。

以上で、予定の議題はすべて終了した。本日はこれで終了させて頂く。

閉 会 (16 : 30)